



Title	権力関係の再編に向けたサウディ人改革派女性の試み ： ジェンダーに関する言説分析から
Author(s)	辻上, 奈美江
Citation	アラブ・イスラム研究. 2009, 7, p. 63-78
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/105893
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

権力関係の再編に向けたサウディ人改革派女性の試み —ジェンダーに関する言説分析から—

辻 上 奈 美 江*

Saudi Reformist Women Attempt at Restructuring Power Relations: A Discourse Analysis on Gender Issues

The Saudis are often assumed as being trapped in a ceaseless controversy between the Reformist and the Conservative. I would suggest that the assumption of the bipolar antagonism should be re-examined as I have already discussed in my previous article [Tsujigami 2007a]. I am articulating it because the contemporary thoughts among the Saudis are not that simplistic or there is no clear-cut boundary between the two.

As a further attempt of reexamination of the binary assumption, I will analyze discourses produced by Saudi Reformist women. This study aims not only at exploring the diversity of the interpretation of Islam among the Reformist women but also filling in the absence of researches on women's voices.

My intellectual enquiry is stimulated by Michel Foucault's concept of power that is primarily configured within the term "*assujettissement*." *Assujettissement* denotes a dual meaning of subject which is "actor" and "vassal." In other words, a person is not only controlled as *subject* but also self-scrutinizingly controlling the power. In my previous paper, I stressed that this Foucault's argument applies to the process of gender order formation through the discourse production of *fatwa* [Tsujigami 2007b]. But what Michel Foucault further discussed in his book, *La Volonté de Savoir*, was that power is pervasive and that power is challenged from everywhere in every way. Based on the notion of power deployed by Foucault, this paper focuses on exploring how female intellectuals strengthen, contest and challenge the gender order through producing discourses.

One of the keys of the study is that women are the subject (not object) of creating and re-creating the gendered power relationship. Although each female intellectual has her own interpretation of Islam which often conflicts with one another, they make concerted effort together to challenge and contest the existing gendered power relationship that hinders women from participating in the public sphere.

* 日本学術振興会 特別研究員(PD)

1. はじめに

サウディ人の思想潮流は、これまで、いわゆる「改革派」対「保守派」の絶え間ない論争として捉えられる傾向があった([Cordesman 2003; Doran 2004]など)。しかし、すでに拙稿においても示唆しているように、サウディ人の思想潮流は、改革派と保守派という硬直的な二項対立の枠組みよりは、より可変的かつ流動的な枠組みとして捉えられるべきである[辻上2007a]。別言すれば、Lacroix[2004]および中村[2005]が論じているように、改革派も保守派もそれぞれに多様性を擁しているものであり、きめ細かな視点からその内側を探る必要がある。しかしながら、これらの先行研究は、いずれもサウディ人男性の思想のみを扱っており、女性の思想に関する配慮を欠いていることが指摘されなければならない。

改革派や保守派は、その思潮にどのような広がりを持しているのか。本稿では、改革派と呼ばれる人びとのうち、とりわけ知識人女性に着目し、彼女らがコラムや著書において著したジェンダーに関する言説をいくつかの論点から比較・検討する。

ところで、別の拙稿において、筆者はファトワー(法学者が一般的信徒に対して、口頭または書面で提示する法学的な回答 [小杉, 2002: 829])の言説を通じてジェンダー秩序が規定されていく過程をミシェル・フーコーの展開した権力の概念を援用して描き出した[辻上2007b]。同稿では、ファトワーの言説生産の過程には、直接の言説生産者であるウラマー(イスラーム学者)のみならず、ファトワーを求めて質問を行うムスリムこそが権力関係の構築に関与していることを、権力の主体化と服従という二重性の概念から明らかにしたと同時に、このような権力関係は常に抵抗に晒されていることについて論じた。この議論を踏まえて、本稿では、ファトワーを通じて形成された権力関係がいかに受容されているのか、あるいは抵抗を受けているのかを明らかにすることに主眼を置く。

2. 現代社会に即したクルアーンの解釈の要求

アッ＝シャルク・アル＝アウサト紙コラムニスト、スラヤー・アッ＝シャフリーは、現代のサウディアラビア社会のジェンダー秩序をもっとも深刻視し、またもっとも鋭い切り口でそれを表現する人物のひとりである(筆者とのインタビュー：2007年3月13日、於リヤド)。1969年生まれのアッ＝シャフリーは、2人の息子と4人の娘の子育てをしながら大学を卒業したが、コラムニストになることなど夢にも見たことがないような生活を送っていた。しかし、15年前に突然夫に言い渡された離婚と同時に子どもの親権を奪われてしまったことが、彼女をカイロに渡らせ、カイロ・アメリカン大学での修士号取得へと向かわせた。現在、彼女は元夫との親権交渉に成功し、すべての子どもを引き取り、リヤドとカイロとを往復する生活を送っている。

アッ＝シャフリーは、女性の公的領域への参加を訴える際、「歪んだ」宗教解釈と宗教実践への非難として表現する。2004年にアッ＝シャルク・アル＝アウサト紙に掲載された『サウディ人女性・・・理論と実践の狭間で』において、アッ＝シャフリーは、サウディアラビアのジェンダー問題の根源を部族主義との関連から批判する[Al-Shahry 2004]。なお、この記事は、一部のサウディ人から「問題作」と見なされた。そのため、この記事の出版をきっかけに、アッ＝シャフリーはメールのハッキングや脅迫電話を受けるようになる。

彼女は記事の冒頭において、市民社会が育成されてこなかったサウディ社会では、女性の社会参加が促進されなかったと指摘する。

サウディ社会では政府は社会的関係の形成の核とはなっていない。また、市民社会も強力な力とはなっていない。政府は地域の伝統とイスラームを結びつける優れた仲介役を買ってきた。けれども、だからこそ、諸文明社会との比較では、サウディ人女性は権利において不公平である。歴史（人びとの記録）に目を向ければ、〔昔の〕アラビアの女性は、〔現在の〕サウディ人女性よりも、より弊害の少ない統治下にあった。地理、政治・社会的必要性、社会的障害などのすべてが、〔現代の〕サウディ人女性の人格を形成するのに貢献し、伝統をつくりあげたのだが、そこではそもそも社会を築き上げるための基礎づくりに実際に〔女性を〕参加させることを禁止した（以下、〔 〕は引用者による挿入）。

このように女性の参加を阻害するような社会の根底には、男性に権力が集中する部族主義的伝統があると彼女は言う。

明らかなことだが、「男性社会」には、当然のこととして伝統や部族主義の負の側面が構造の表面下ではびこる。目下のところ、女性支配に「風穴」を開けていこうという議論はない。・・・〔中略〕・・・男性が掌握することに慣れてきた一極集中型の権力を、男性は変革のために容易に手放したりはしないだろう。彼らはその必要性を認識していない。もし個人的経験によってこの〔男性による〕抵抗が女性の社会参加促進に論理的に矛盾することが証明されたとしたとしても、〔男性による〕拒否のスローガンが止むことはないだろう。依然として女性に関するすべてのことについて部族間闘争の威信を基軸に保つような傾向が存在するのである。

サウディアラビアでは、伝統や部族主義のために、女性是不公平な地位に置かれている、男性は権力を容易には手放したりはしないだろうとアッ＝シャフリーは言う。なぜなら、男性による権力の掌握は、男性だけの願望ではないからである。それは、服従を望み、そこに安住しががる女性自身の選択と承諾の結果でもあるとアッ＝シャフリーは以下のように論じる。

この文脈において権利のバランスをとるために、女性が置かれた状況そのものについて述べる必要がある。この文脈では、この問題は驚くような見解を呼び起こした。〔その見解とは、女性を権利から〕遠ざける〔試みが〕、時に女性〔自身〕による選択と承諾によって成り立っていることである。ある女性は、ある記事を読んでこのような質問をした。「どの変化について彼らは議論しているのか？また、誰がそれと呼びかけているのか？」このようにしてすべての問題が軽視されている。あなたは、防御の必要がないと思っている人たちのために防御するだろうか？

服従を積極的に受け入れる女性たちは、しばしば女性の権利を拡大しようとする女性たちの声を「どの変化について彼らは議論しているのか？また、誰がそれを呼びかけているのか？」と批判する。アッ=シャフリーは、反語的に、彼女らに対して憤りすら込めてこう問いかける。女性の権利の防御を女性自身が必要としていないなら、誰が彼女の権利の防御を手助けしてくれるだろうか、と。

一方で、「知性と自制心を有する女性」は、自動車運転やヴェールから顔を見せるか否かに関する問題のみを議論することに終始しない。彼女らは柔軟な視点から時流に即した宗教の解釈と実践を目指す。そして、このような知的な女性こそがアッ=シャフリーが共鳴する女性であることが文脈から明らかになる。

しかし、このような服従に慣れ、服従を楽しむような集団が存在する一方で、知性、偉大さ、自制心を有する女性がいる。彼女らは男たちの同胞〔である服従を受容する女性たち〕とは異なる。〔これらの〕サウディ人女性は、頭からアバーア〔女性の着用する黒い長衣〕を被ること、自動車運転、顔を見せることに関する問題に終始することに満足しない。彼女らはまた、隠れていることに満足する人々ではない。彼女らは、宗教の特定の事柄を普及させることを自らに課し、あるいはフィクフ(預言者に下った啓示の意図を知るための知的営為、および知的営為を通じて明らかにされた具体的な規定のこと[小杉2002: 881])に基づいたイジュティハード(専門家による解釈行為[小杉2002: 110-111])を行う。彼女らは、キワーマ〔保護者、後見人〕は時代遅れだという留保をつけ、またあるひとつの点に留まり続けることは柔軟性に欠けるとする。彼女らが取り組んでいるのは、集団の力による「背教」からの脱却であり、また文明に乗り遅れることからの脱却である。

この論調からも明確なように、「キワーマ(保護者、後見人)は時代遅れ」であるという留保をつけ、「ひとつの点に留まり続けることは柔軟性に欠ける」と考える女性は、アッ=シャフリー自身でもある。彼女らのような女性にとって、自動車運転やヴェールの着用方法(ヴェールから顔を見せるか否か)は中心的な論点ではない。彼女らは、イスラームを歪曲して解釈・実践するような背教から脱却し、時代に即した解釈と実践を行う必要があると論じる。

彼女の論点は、別の記事『湾岸と家族の問題：女性を求めて』においてさらに明確になる[Al-Shahry 2007]。アッ=シャフリーは、同記事の冒頭から人権侵害について言及し、危険や制裁を恐れず男性支配の社会構造に対する鋭い批判を展開している。

多くの国で人権が侵害されている。問題は女性の権利のみに留まらない。われわれ女性は性差別に直面している。第一に、女性は人間である。セクシュアリティの定義はさておき、女性はまるで男性の一部であるかのような扱いを受けている。第二に〔性差別の〕根源は、社会〔全体〕から女性〔自身〕にいたるまでに求められる。女性たち自身が自らを〔性的な〕肉体と見なし、完全なる権利を持った人間としての価値に否定的である。そして、権利がほとんど、あるいはまったく不在であることに満足するので

ある。このような状況に疑問を挟む余地のない環境にあつては、こういった行動が自然になる。だから、現行の法制度やルールを変革していく必要性に気づかないのである。このような女性たちは、〔成人の〕個人であることをやめ、子どもとしての立場に慣れ、フラストレーションを溜めていくのである。他方で男性はというと、女性の征服と抑圧によって明らかに便益を得るのである。

アッ＝シャフリーの批判は、女性は完全な権利を有する人間であるのだが、当の女性自身が自らを性的な肉体と見なし、人間としての自らの価値に否定的であること、そして、このような状況から便益を得るのが男性であるという構図に向けられる。とりわけ、サウディアラビアのように法整備が遅れている国においては、女性は立法上・司法上の不利益を被ると言う。

男は、「執行者」としての役割を果たすよう、自らに執行者の「服」を着せる(「執行者」および「服」のカギカッコについては、比喩的な表現であることに配慮し、引用者が挿入した。)。特に、それが実際に司法関係の、法廷がらみの手続きであつたなら、なおのことそうである〔男性が「執行者」となる〕。女性の依存度が高い国家においては、法の未整備が女性への負担としてのしかかってくる。・・・〔中略〕・・・湾岸諸国では、さまざまな法において女性差別が続いている。国籍法、民法、労働法の民間セクターに関する条項、および政治の分野において〔性差別が存在する〕。・・・

〔中略〕・・・長い結婚生活を経て離婚した場合、女性が慈善団体の提供する住居以外に居住場所を見つけられない問題が起こることもある。なぜなら、司法は夫婦が使用していた家を女性〔元妻〕〔が使用することを〕認めないし、結婚生活の中で獲得した資産の半分〔を元妻に支払うことを〕認めないからである。こうしてわれわれは、法の網の目以上のものがあることに気づくのである。〔もうひとつの問題は、〕夫が妻との離縁を決断した時〔に起こる〕。・・・〔中略〕・・・夫は法廷が二人を分断するという以外になら苦悩することなどない。〔周囲の〕人びとは、妻に同情して〔男性の〕裁判官を呼び寄せる。そうすれば、問題は裁判官の個人的な志向に委ねられる。そして、私たちは尊厳ある母としての権利を定めたわれわれの法〔イスラーム法〕を適用できなくなる。他方、父親は子供たち〔の生活〕を支えず、離婚後は子どもたち〔の責任〕を母親に背負わせる。にもかかわらず、法的には彼は子どもたちの家族である。〔だから、〕元妻が親権を手に入れるための書類を求めれば、法律は特定の場合を除いて〔元妻の〕親権を否定する。この特定の場合とは、父親が不在か、もしくは男性の出廷が要請されている場合、訴訟が停止状態の場合である。・・・

〔中略〕・・・〔そして、離婚女性の中には〕ワリー・アムル〔男性後見人〕が拒否するので〔再婚〕できない場合がある。それは、彼女が何らかのポストに就いている場合にワリー・アムルが彼女の給料を必要とするため、あるいはこういった問題を扱えるほど十分に成熟していないためである。特に、ワリー〔・アムル〕がまだ若くて女性の再婚を拒否することの

結末についてよく考えられない場合などにあてはまる。・・・〔中略〕・・・女性に対する暴力は犯罪の域に達している。にもかかわらず、家族を守る組織は十分に機能していない。子どもたちは、行動上の問題を抱えている。サウディアラビアでは、国王により勅令が発出され、ドメスティック・バイオレンスを専門とする法廷が設立されることとなった。だが、これらはわれわれをどのように救済してくれるというのか？将来に役立たない、でたらめな影響がもたらされる！われわれはどのように女性自身、そして女性の精神的な幸福を保証できるのだろうか！

アッ＝シャフリーは、離婚を例に議論を展開する。たとえば、離婚協議は男性の裁判官の個人的志向に委ねられるため、女性の立場や経済状況への配慮がない。そして男性中心の立法のために、女性が親権を獲得できることはまずない。女性の再婚を許可する権限を有する男性のワリー・アムルが彼女に経済的に依存していれば、彼女の再婚を許可することはまずないだろう。「女性に対する暴力は犯罪の域に達している」とアッ＝シャフリーは語気を強める。だが、女性や子供を守る組織は十分に機能していない。

このような問題を解決するために、時代の変化、とりわけクルアーンが記述された時代や、ハンバル学派に強い影響力を有するイスラーム学者イブン・タイミーヤの生きた時代からの「歴史の流れ」について理解する必要があるとアッ＝シャフリーは言う。

クルアーンでは、男女の関係が平等に描かれている。クルアーンが「かの女らは、あなたがたの衣であり、あなた方はまたかの女らの衣である(クルアーンの和訳については、以下、すべて日本ムスリム協会[1996]を参照した。)」[雌牛章2:187]と述べるとき、その表現方法は非常に優れている。しかし歴史の流れというものがある。男はかつて社会の支配者だった。クルアーンの詳細とその解釈はもはや適切でなくなり、〔このような章句も〕女性の利益に適うものではなくなってしまった。・・・〔中略〕・・・われわれは女性が進歩し続けることに期待している。しかしながら、700年以上前のイブン・タイミーヤの過ぎ去った思想をどのようにわれわれは解釈すべきだろうか！慈悲深い神アッラーは、必要な場合には女性のイマーム〔宗教指導者〕を立てても良いと仰せになった。また、女性の夫に対する義務は、実際に結婚したときのみ有効であること、彼女がビジネスウーマンならその女性の証言能力は男性と同等であること〔を定めている〕。フィクフは人びとと〔神と〕の契約について述べる法である。それなのに、われわれは社会的問題が他の人にも及ぶことを恐れて、禁じられたことに関係のありそうなことをいとも容易に禁じてしまう。そして最後には、信仰心の浅い人だけが埋められるような〔法の〕間隙を見つけることになる。

アッ＝シャフリーは、クルアーン雌牛章の「かの女らは、あなたがたの衣であり、あなた方はまたかの女らの衣である」を引用し、クルアーンは男女の関係を平等なものとして描いているという。だが、イスラームの誕生から1400年近くの年月が過ぎ、「クルアーンの詳細とその解釈はもはや適切でなくなり、〔このような章句も〕女性の利益に

適うものではなくなくなってしまった」と述べる。神への冒瀆とも受け止められかねないサウディ社会に向けたこのような言論は、極めて挑戦的である。ハンバル学派が依拠するイブン・タイミーヤに批判的な姿勢も同様に挑戦的である。もちろん、アッ=シャフリーは背教者ではない。「私たちは尊厳ある母としての権利を定めたわれわれの法〔イスラーム法〕を適用できなくなる」と述べているように、イスラーム法とはアッ=シャフリーにとって「尊厳ある母としての権利を定めた法」であり、「われわれの法」なのである。彼女が批判しているのはイスラームのすべてではない。そうではなく、彼女が批判しているのは、禁じられてもいないのに禁じられたことに関係がありそうだというだけで容易に禁止してしまう偏狭な姿勢であり、またそれによって宗教実践を雁字搦めにしてしまうことであり、その結果、信仰心の浅い人だけがそのような畏にはまらずに済むような偽善的な社会である。彼女が訴えているのは、「慈悲深い神アッラーは、必要な場合には女性のイマームを立てても良いと仰せになった」などの預言者の言葉を現代に即して臨機応変で柔軟に解釈し、実践することである。演

アッ=シャフリーの議論をまとめるとこのように言えるだろう。アッ=シャフリーは、女性が公的領域に参加することの重要性を、サウディアラビアの「歪んだ」宗教解釈とその実践と連動させつつ、批判的視点から訴える。部族主義に甘んじる女性の姿勢は、女性を支配下に置き続けようと企む男性と同様に変更されなければならない。そして、かつての男性支配の社会で構築されたクルアーンの一部とその解釈は時代遅れになったことを認めるべきだと訴える。とはいっても、ムスリムに信仰を捨てるよう迫っているわけではない。現代社会に即したクルアーンの解釈と実践が必要であると訴えているのである。

3. 知性と忘却とのジレンマ

非政府系人権組織である国民人権協会(Al-Jama'iyah Al-Waṭaniyah li-Ḥuqūq Al-'Insān)のメンバーを務めるマディーナ出身のスハイラ・ズィーン・アル=アーバディーン・ハンマードは、サウディアラビアの女子宗教教育の礎を築いた人物であると同時にクルアーンをはじめとするイスラームの聖典や歴史的事実から女性の権利拡大を目指すダーイヤ(宗教的呼びかけを行う人物)としてサウディ人男女の幅広い支持を得てきた(筆者とのインタビュー: 2005年4月17日および2007年2月3日、於リヤド。なお、ハンマードについてはすでに拙稿([辻上2008])においても一部紹介しているので参照されたい)。拙稿(辻上[2008])においてすでに紹介しているように、アル=マディーナ紙に掲載された彼女のコラム集『サウディ人女性の旅・・・彼女らはどこへ向かうのか?』において、ハンマードは、イスラームは男女を同等と看做し、「女性の能力が欠けているとは見なさない唯一の宗教」[Ḥammād 2003:48]であると論じる。具体的には、刑罰や宗教的義務において、そして金銭的権利において、イスラームは男女の平等を教えているとハンマードは言う。ハンマードによれば、イスラームは、女性は、売買、抵当、ローン、ワクフ(イスラームの財産寄進制度)、貸付の権利を与えているほか、(統治者・被統治者間での)臣従の誓いを行う権利を与えている。さらに臣従の誓いを行う権利を敷衍して、現代の女性には政治に参加する権利があると言う。ハンマードは、女性には宗教的な権利もあることを認める。たとえば、イスラームは女性に男性と同様にファトワーを出す権利を

与えていると論じる[Hammād 2003:48-49]。

一方で、ハンマードは、イスラームの濫用であると彼女が看做す宗教実践を非難する。とりわけハンマードが批判の対象に据えているのは、女性を法的に成人と見なさないサウディアラビアの伝統と慣習である。独身を貫いてきたハンマードは、女性が外国人労働者のカフィール（スポンサー）となれないことや女性が契約を結ぶ際にワキール（代理人）を必要とするといった制度のために、さまざまな苦労を強いられてきたことを著書の中で明らかにしている。たとえば、彼女は、カイロから外国人家事労働者を同伴して帰国する際、外国人家事労働者のカフィールが不在であるという理由でサウディアラビアの空港で足止めされた経験について言及しながら「われわれの政府は、女性を信用しない」[Hammād 2003:136]と批判する。ハンマードがこのような制度を批判しているのは、「女性の能力が欠けているとは見なさない唯一の宗教」であるイスラームに強く共感しているからに他ならない。だから、扶養・同居・財産分与を前提としない婚姻形態ミスヤールについての批判的見解を展開する中で、一夫多妻にまで批判の対象を広げて、「〔一夫多妻は〕女性たちに将来の不安を抱かせ、安らぎを失わせる」[Hammād 2003:84]と訴える。

性差別を痛烈に批判するハンマードだが、他方で女性の家庭外での就労については懐疑的である。彼女は、著書の中では「女性が家庭外に働きに出ると、家族は崩壊する」[Hammād 2003:77]と述べている。ハンマードは筆者とのインタビューでは、現代の女性は家庭外での仕事に就く必要があると考えるようになったと告白した。夫や父親との死別・離婚といった不確実性に備えるためにも、女性も職業に就き、経済的に家計を支える力をつけるほうが良いと考えを改めたとハンマードは言う。だが、それでもハンマードの男女の性別役割分業に対する考え方は基本的には固定的であると考えられる。最近になって女性が仕事に就く必要があると考えるようになった理由も、家計の稼ぎ手である男性を失うかもしれない万が一の可能性に備えて経済的に独立する必要があるというものであって、女性の母・妻としての役割の重要性が変化したわけではない。このようなハンマードの議論を補強するのが証人に関するクルアーンの節の解釈である。「あなたがたの仲間から、2人の証人をたてなさい。2名の男がいない場合は、証人としてあなたがたが認めた、1人の男と2人の女をたてる。もし女の1人が間違っても、他の女がかの女を正すことができよう」[雌牛章2:282]の節について、2人の女性が必要とされている理由は「忘れ」であるとハンマードは述べる。ハンマードは、女性は家庭のことに注意を集中させているので、「彼女が外出すれば、知性や理性・考えを家に置いてきてしまう。そして契約や金銭的な手続きについて〔証言を求められれば、女性は〕忘れてしまうのである」[Hammād 2003:48]という。他方で、「男性は目の前にある重要なことから〔契約や金銭的取引〕に集中して取り掛かることができる」[Hammād 2003:48]と述べるのだが、それでもイスラームは女性の知性を過小評価しているわけではないと主張する。むしろ、女性の知性を評価しているからこそ、イスラームは女性に証人としての能力を認めているのであると訴える。

ここまでのハンマードの議論を総括すると、ひとつの矛盾点が浮き彫りになる。もし女性が家庭のことで頭がいっぱいで、家庭外で見たことを忘れてしまう程度の能力の持ち主であるなら、女性は契約など結ぶべきではないだろうし、外国人労働者のスポンサーになどならないほうが良いのではないだろうか。ハンマードの見解を好意的に解釈するならば、ダーイヤとしてクルアーンに記述された内容を明示的に否定することはでき

ないが、ハンマード自身のように専門性の高い仕事と教育に専念してきたような女性は、見たことを忘れてしまうようなことはなく、男性と同等の権利を行使できる。だから、法的契約を結ぶ上で男性を必要とすることなどないことを彼女自身が証明してきた。この著書には、一方で自らは独身を貫きつつ、他方で読者の女性には母や妻としての役割の重要性を反復的に述べるハンマードの自己矛盾が反映されている。

アッ＝シャフリーとハンマードとの見解が大きく異なるのは、まさにこの点であるだろう。アッ＝シャフリーは「しかし歴史の流れというものがある。男はかつて社会の支配者だった。クルアーンの詳細とその解釈はもはや適切でなくなり、〔このような章句も〕女性の利益に適うものではなくなってしまった」として、クルアーンのすべてが現代社会に適用されるのにふさわしい訳ではないと訴える。一方で、ハンマードは、女性にも政治的権利があると認め、また現代のサウディアラビアにおける宗教実践を批判するにもかかわらず、女性の証言能力に関してクルアーンに記述された内容については否定することはない。ハンマードは、女性の証言能力について記されたクルアーンの節については、女性は公的領域における契約には不向きであるといった姿勢へと転じる。「あなたがたの仲間から、2人の証人をたてなさい・・・」の一節で女性が男性の証言権の半分しか得られないことは、女性が家事や育児で頭がいっぱいになっていて忘れてしまう可能性があるという理由によって女性の知性を過小評価しているわけではないと正当化しようとする。

4. イスラームの歴史の積極的解釈を通じた権利拡大要求

ハトゥーン・アジュワード・アル＝ファースイーは、現代のサウディアラビアにおける女性の権利拡大のための改革要求を支えてきた第一人者である(筆者とのインタビュー：2007年1月28日、於リヤド)。1960年代前半にマッカで生まれたアル＝ファースイーは、幼少期をジッダとリヤドで過ごし、レバノンで中等教育を受けた。1992年には、サウード王大学で歴史学修士号を取得、2000年にはマンチェスターの大学で歴史学博士号を取得した。現在、サウード王大学で教鞭を執る他、アル＝イクティサーディーヤ紙、アッ＝シャルク・アル＝アウサト紙、アル＝マディーナ紙、アル＝ワタン紙などに寄稿するコラムニストでもある。

アル＝ファースイーが新聞やテレビを通じて女性の権利を訴えるようになったのは1993年ごろであったが、自らの見解を明確に打ち出す彼女の表現スタイルがサウディ政府の目に止まるまでにそれほど時間はかからなかった。1995年、アル＝ファースイーは、マンチェスターに留学すると、博士課程に在籍する傍ら中東地域の出身者で形成するミドル・イースト・ソサエティでも中心的役割を担った。アル＝ファースイーは、このソサエティを通じて大学への抗議キャンペーンなどを行っていたのだが、こういった活動は逐一サウディ政府に報告されていた。アル＝ファースイーがこのことを知ったのは事件が起きた後だった。博士論文を書き上げる半年前、アル＝ファースイーは、当時准教授のポストを得ていたサウード王大学から突然帰国命令を受けた。2000年に帰国すると、理由も告げられずパスポートを没収され、教壇に立つことを禁じられた。パスポートは8ヶ月間返却されず、職場でも1年間講師のポストに格下げされた。この期間、彼女は実際には教壇に立つこともなく、大学内の事務的な仕事を強いられた。

アル＝ファースイーがサウディ政府にはじめて明示的に批判的立場を表明したのは、2001年、マッカのアジュヤード城が取り壊されたときだった。彼女は、高級ホテルや高層ビル建設のために聖地が破壊されることが耐えられなかったのである。しかし、彼女の主張は誤解を招いた。アジュヤード城を建設したかつてのオスマン帝国の味方をしているとして、ムハンマド・ビン・ナーフ内務副大臣から直接電話で注意を受けたことをはじめ、一部の人びとから猛烈な非難に晒された。2000年から2001年ごろにかけて彼女の身边で起こったこれらの出来事の後、アル＝ファースイーは、いっそう声高に自らの意見を表明するようになったという。それでも、サウディアラビア国内では、アル＝ファースイーは、女性の知識人サロンの主宰者として活躍してきた。サウディアラビア国内では、サロンをはじめとするあらゆる集会を催すことは容易ではない(たとえば、ジッダ在住の慈善活動家で前ジッダ市長の妻でもあるマハー・アル＝フィタイヒーは、学齢期の女性へのスポーツの機会提供のため、近隣のテニスコート所有者に場所の提供を受け、バスケットボール・クラブを創設したが、許可を得ていないとして社会問題省から中止命令を受けた。)。しかし、彼女が主催者の一人として毎月参加する女性の「日曜サロン」は15年間続いている。

レバノンの英字紙、デイリー・スターに掲載された『サウディアラビアの女性に投票権を』において、アル＝ファースイーは以下のように地方選挙への女性の参加を求める[Al-fāsi: 2004]。

昨年10月、サウディ政府は、地方〔行政〕の運営に関して市民の参加拡大を許可することによって地方自治を再編することを決定した。・・・〔中略〕・・・メディアにリークされた情報によると、法案は女性に非常に不利な条項を含んでいるようであった。たとえば、選挙が男性のみに限定されているとする報告もあった。現段階では、サウディ政府は女性の参加を許可するかどうかをまだ発表していない。しかし、女性の権利について政府が乗り出した改革プロセスに鑑みれば、選挙権または被選挙権に関する女性の排除が信じがたいことであるのは現段階でも明らかである。

けれども、アル＝ファースイーは、サウディ政府を直接的に批判することは避け、政府が選挙から女性を排除するような発表を行うことを未然に防止するような表現を選択している。政府が女性を選挙から排除することのないように彼女が採った戦略は、これまでのサウディ政府のジェンダー問題に関する取り組みをあえて評価することであった。政府の功績のひとつとして挙げられたのが、女子差別撤廃条約(CEDAW)への署名であった。

この〔改革〕プロセスは2000年7月にサウディアラビアが女子差別撤廃条約に署名した4年前に端を発する。サウディ政府は女性の権利を阻害するような法律を發布しないことに同意した。そしてこのことは、サウディ人女性の問題について論じた第三回国民対話会議において確固たるものとなった。地方選挙は、女性に関する改革に間違いなく真剣であるサウディアラビアのリーダーシップが試される最大の機会となるだろう。実際にファハド国王は諮問評議会での演説において、「人々の参加を拡大し、シャ

リーアの教えに基づいて女性の雇用に向けた門戸を開放する」と述べた。演説において、国王は、複数回にわたって、女性を国家の将来を築く上で「市民」や「パートナー」であると述べた。

サウディアラビアは、女子差別撤廃条約への署名を済ませているだけではなく、2004年には女性の権利に関する国民対話会議も開催している。さらに、ファハド国王（当時）は、女性を「市民」や「パートナー」と呼んでいる。彼女がこのように戦略的に言葉を選択しているのは、ここまでの功績を蓄積してきたサウディ政府は女性の選挙参加禁止を言い渡すことなどできない、と政府にしたたかに要求を突きつけているようにすら映る。

けれども、アル＝ファースイーは、肩書きだけの女性地方評議員を誕生させたいわけではない。地方行政は実際に女性の視点から見渡されることによって、生活に密着した問題が見えてくるだろう。そう言わなければ、アル＝ファースイーは、いかに女性が地方行政を執り行うのにふさわしいかを論じる。

地方評議会の重要性は、それが市民社会の一部となることであり、市民が行政に高い透明性を保ちながら参加することである。とりわけ、地方評議会の主要な役割は、国家の機関である選挙の執行機関のパフォーマンスを監視することである。同時に、財務上の独立を保つ地方評議会には、地方行政の財務状況を監視し、予算を見直し、支出の説明責任を明確にし、腐敗を最小限に抑える〔必要がある〕。地方評議会には、その他にもゴミの収集、街並みや環境の改善、建設ライセンスの付与、墓地の管理などの業務がある。・・・〔中略〕・・・とりわけ女性については、女性とその家族の安全が保障されるような住環境が必要である。たとえば、住居に面した道路のくぼみのような危険がないこと、住居の建設の際には女性に危険を及ぼさないよう規則を守ること、そして建設時に出た廃棄物が女性やその家族に危険が及ばないようにしなければならない。女性が買い物をする際に騙されたり、不必要なものを売りつけられたり、賞味期限切れの食品や不法な薬物を売りつけられたりしないことも重要である。

このように、地方評議会において女性は男性よりもより強い利害関係を有する。だから女性はサウディアラビアの地方評議会において直接的代表者とならなければならない。それが選挙によって選ばれるのであっても、あるいは任命されるのであっても。〔地方評議会の直接的な代表者となることによって、〕女性は、確実に、求められていることについて声を挙げることができ、彼女らの望みが実現する手段が提供されることとなるだろう。

この記事が執筆されたのは、2003年10月の閣議において地方評議会議員の半数の選出に選挙が導入されることが決定された約10ヶ月後のことであった。実際には、同地方選挙では女性は選挙権・被選挙権ともに否定された。その決定が発表される前に執筆された同記事で、アル＝ファースイーは、サウディ政府が女性を地方選挙から排除することのないよう説得しようとした。なぜなら、記事には記述されなかったが、彼女自身が、

女性の被選挙権について「日曜サロン」などを通じて女性たちに議論を喚起し、女性の候補を立てることを現実的に考えていたからであった。

彼女のサウディアラビアにおける宗教解釈と実践についての見解については、ミスヤールを批判したアル=イクティサーディーヤ紙『ミスヤールは合法か?』が彼女の立場を明らかにしている[Al-fasi: 2006]。

この婚姻では、女性は、正しいムスリマとしての家族の骨格となるような、シャリーアに基づく女性の権利を放棄することになる。男性たちは、〔シャリーアを〕男性〔の視点から〕読むことによって、以下に詳しく述べるように、彼らを正当化する多くの言い訳を持っている。・・・[中略]・・・〔イスラームにおける家族とは、〕生活を共にし、愛情のある、育み合い、責任を持つ〔ような関係であり〕、ムスリムによる家族を築き、健全で品行方正な息子と娘を育てることである。夫婦が、互いに尊敬し、心を通わせ、互いの権利を尊重することによって、家族は繁栄に導かれたムスリム社会の骨格となるのである。これがわれわれが結婚について認識していることであるが、このことを知るためにわれわれは法学者など必要としていない。われわれは、家庭や学校での教育を通じて、イスラームにおける社会システムについて知っている。しかし、単に性的〔欲望〕を満たすための結婚については聞いたことがないし、またそれだけが結婚の目的になることは知らなかった。

彼女は、ミスヤールでは、「女性は、正しいムスリマとしての家族の骨格となるようなシャリーアに基づく女性の権利を放棄することになる」と言う。そして、ミスヤールを合法化するようなウラマーは、クルアーンを男性の視点から読むことで、彼らを正当化するための言い訳を並べているに過ぎないのだと非難する。

私が問いたいのは、どのようにして〔預言者ムハンマドの〕教友の時代の女性たちは、離婚した女性も、未亡人も、婚姻の柱と条件を満たした合法の婚姻関係にあって子どもを持つ女性も、〔結婚について〕公開され知られていたのだろうかという点である。人類の使徒であり、選ばれた模範〔である預言者〕——神の称えあれ——は、離婚女性であるハディージャ——しかも、一度でなく二度も離婚経験のある女性——と結婚した。彼女は〔預言者と〕結婚したとき40歳に達していたが、新婦の年齢は彼女に恥じらいや恐れを強いるものではなかった。彼女は40歳だったが、彼女よりも15歳若かった預言者を彼女が選び、そして結婚した。現代の男性の中で、いったい誰が預言者のような結婚を真似るだろうか?なぜわれわれは、当時の人がそうしたように、預言者を、離婚女性、ハイミスの問題を解決するための模範だと捉えないのか?そして預言者の年齢の現代の男性のいったい誰が、ハディージャと結婚し、25年後に彼女が亡くなるまでたった一人の妻と過ごすだろうか?そして現代の男性の誰が、息子をもうけず、娘しかいなかったこの女性と一緒に過ごすだろうか?そして現代の男性の誰が、預言者のように離婚したり未亡人になった女性と結婚する

だろうか？彼が亡くなるまでの10年間、アーイシャ以外の処女とは結婚せず、残りの9人の妻たちは皆、離婚者か未亡人であり、その中にはウンム・サルマーのように35歳の女性やサウダ・ビント・ザムアのように50歳の女性もいた〔が、誰が彼を真似るだろうか〕？

アル＝ファースイーが、ミスヤールを非難する理由は、第一には、ミスヤールでは、「互いに尊敬し、心を通わせ、互いの権利を尊重する」ことができないからであるのだが、もうひとつの理由は、彼女のイスラームの捉え方とも関連している。アル＝ファースイーは、ミスヤールを非難するために、預言者ムハンマドを例に挙げている。アル＝ファースイーは、預言者ムハンマドは15歳も年上の女性ハディージャが死ぬまで彼女以外の女性とは結婚しなかったこと、そしてハディージャの死後にムハンマドが娶った女性たちの中に処女はアーイシャしかおらず、その他の妻たちの中には35歳や50歳の者まで含まれていたことを例に挙げ、現代、ミスヤールを実践する男性の中に預言者ムハンマドを模範としているような者などいるだろうかと問う。

預言者ムハンマドは逝去した際に9人の女性と婚姻関係にあったことは有名な話である。しかし、アル＝ファースイーは、預言者が一夫多妻を実践していたことについては非難しない。むしろ、預言者を真似ようとしらない現代の男性に怒りの矛先を向ける。しかし、アル＝ファースイーが預言者の言行について言及したのは、一夫多妻を認める文脈においてではない。預言者の一夫多妻を認めたのは、ミスヤールという女性が女性の権利を行使できないような婚姻形態を非難するためであった。

アル＝ファースイーは、アッ＝シャフリーのようにクルアーンの章句を時代に即さないという理由で拒絶するようなことはしない。しかし同時に、ハンマードのようにクルアーンの章句の正当性を示すために、女性が知性を家庭に置き忘れてしまうなどと本質主義的視点からの議論を打ち出すこともしない。アル＝ファースイーは、クルアーンやムハンマドの言行を否定することなく、女性の権利拡大に有効に活かし得る節を積極的に選択し、解釈していこうとしている。

5. 言説生産を通じた権力関係再編の可能性

本稿では、3名の改革派知識人女性のジェンダーに関する言説を比較検討する作業を行った。本稿がとりわけこの3名の女性に着目したひとつの理由は、改革派が宗教解釈において多様な広がりをもっていることをもっとも端的に示すことができると考えたからである。

具体的には、現代サウディアラビア社会における宗教解釈と実践に関する見解と、女性の政治参加を中心とする公的領域における女性の役割に関する見解について、アッ＝シャルク・アル＝アウサト紙コラムニストのスラヤー・アッ＝シャフリー、ダーイヤでもあり国民人権協会のメンバーでもあるスハイラ・ズィーン・アル＝アーバディーン・ハンマード、そしてサウード王大学教授であり、女性サロンの主宰者として活躍しているハトゥーン・アル＝ファースイーの3名の間で大まかなコンセンサスがあると言える。彼女らは、現代のサウディアラビア社会では、男性に都合の良い宗教解釈が行われ、かつ実践されているとして、批判的議論を展開する。アッ＝シャフリーは、その原因を部

族主義に求める。部族主義は、男性のみならず、女性をも男性支配に安住させてしまっているというアッ=シャフリーは指摘した。ハンマードは、女性が外国人労働者のスポンサーになれないような法的権利のほか、一部のウラマーが女性を性的対象としてしか看做さないことへの憤りを表現した。アル=ファースイーは、男性が性的欲求を満たすためにだけ実践するようなミスヤールを批判することで、現代の宗教実践が男性の視点から読み替えられていることを指摘する。そして、彼女らは、女性が公的領域での役割を拡大することに概して支持的であり、とりわけ政治参加に関しては3名ともが支持・賛成している。

けれども、このようにサウディアラビア社会における宗教解釈と実践に疑問を呈し、女性の公的領域への参加促進を訴える彼女らであるが、彼女らにとってのイスラームの解釈は論点によっては大きく異なるものであることが本稿を通じて明らかになった。アッ=シャフリーは、クルアーンの一部は現代社会に見合うものではなくなってしまったと訴える。そして、現代社会に適合するようなクルアーンの選択と解釈とが必要であると言う。彼女は、具体的にクルアーンのどの節が時代遅れとなっていると考えているのかについては明らかにしなかった。しかし、たとえば、クルアーンにおいて1人の男性の証人の代わりに2人の女性の証人を立てなさいと述べられていることは、アッ=シャフリーにとっては時代に即して見直されるべき節のひとつであるだろう。少なくともアッ=シャフリーは、この節を擁護するために女性は家庭外のことについて見たことを忘れてしまうと述べたハンマードのような本質主義的解釈を展開することはない。

とはいえ、ハンマードはアッ=シャフリーが批判したような男性への服従を積極的に受け入れるような女性ではない。ハンマードは、別の箇所では、女性を成人と看做さないような法的慣行に対する痛烈な批判を展開している。そしてミスヤールに関する議論になると、ハンマードはミスヤールのみならず、一夫多妻にまで批判の対象を拡大する。他方で、アル=ファースイーは、現代のミスヤールを批判しているが、預言者ムハンマドが一夫多妻を実践していたことについては、全く批判も疑問も差し挟むことがない。けれども、アル=ファースイーはハンマードのように本質主義的視点からクルアーンや預言者ムハンマドの言行の正当性を主張しているわけではない。彼女があえて預言者の一夫多妻について言及しているのは、現代のミスヤールに関する実践を批判するために、預言者の事例を持ち出すことが効果的であると判断したからであった。

ところで、サウディアラビアでは2003年10月の閣議で地方評議会議員の半数の選出に選挙が導入される旨決定された。2005年2月から4月までの間に3段階に分けて実施された選挙では、女性には被選挙権はおろか選挙権すら与えられなかった。一部の女性は、このニュースの発表まで選挙を担当する政府高官に書簡を送るなどして女性への被選挙権付与の可能性を探っていたのだが、このうちアル=ファースイーは女性の立候補の重要性を訴えた中心人物のひとりであった。そして、ハンマードはメディアに対して女性が選挙に参加することはイスラームに抵触するものではないと訴えていた(このことは筆者のヒアリング調査においても明らかになったが、Christian Science Monitor, 16 Sep, 2004にも紹介されている。http://www.csmonitor.com/2004/0916/p01s04-wome.htm. アクセス日2007年12月11日。)。2009年に予定されている次期地方選についての女性の参加の是非に関しては、2008年11月の段階でもまだ明らかになっていない。しかし、たとえば2005年12月にはジッダ商工会議所の理事選において女性の立候補者が当選を果たしたように、女性が公的機関の意思決定者としての役割を獲得するようになってきているこ

とも軽視できない。

これらの変化を踏まえつつ、本稿を権力の観点から捉えた場合、幾層にも重なり合うように生産された言説がジェンダーの権力関係に揺さぶりをかけていることがわかる。とりわけ、本稿が注目しているのは、言説生産者である女性が新たな権力関係の構築に向けた担い手となってきたことである。ファトワーの言説生産のプロセスでは、女性も言説生産の間接的担い手であることが拙稿（辻上[2007b]）において指摘された。しかし、本稿が示しているのは、女性はジェンダー秩序を構築・再構築する直接的な主体となってきたことである。いくつかの論点に関してそれぞれに異なる宗教解釈を有する女性たちが、女性の社会参加、とりわけ女性を意思決定過程に参加させることの重要性を訴えてきていることこそが、権力関係の再編の鍵となる可能性がある。

[参考文献]

外国語文献

- Al-fāsi, Hatūn 'Ajwād. 2006. "Hal Zawāj Al-Misyār Mubarrir?" *Al-'Iqtisādīya* 電子版 (19 June, 2006).
- . 2004. "Let Women Vote in Saudi Arabia," *The Daily Star* 電子版 (11 August, 2004).
- Al-Shahry, Thurayā. 2007. "Al-Khalīj wa-Qaḍāyā Al-'Usra: 'Abḥath 'an Al-Mar'a" *Al-Sharq Al-'Awsaṭ* 電子版 (6 January, 2007).
- . 2004. "Al-Mar'a Al-Sa'ūdīya..bayna Al-Tanzīr wa-l-Taṭbīq" *Al-Sharq Al-'Awsaṭ* 電子版 (13 January, 2004).
- Cordesman, Anthony H. 2003. *Saudi Arabia Enters the Twenty-first Century: The Political, Foreign Policy, Economic, and Energy Dimensions*. Praeger.
- Doran, Michael Scott 2004. "The Saudi Paradox." *Foreign Affairs*. 83 (1) 35-51.
- Ḥammād, Suhayla Zīn Al-'ābdīn. 2003. *Masīra Al-Mar'a Al-Sa'ūdīya II? Ayna?* Jidda: Markaz Al-Rāya lil-Tanmiya Al-Fikrīya.
- Lacroix, Stephane. 2004. "Between Islamists and Liberals: Saudi Arabia's New Islamo-Liberal Reformist Trend." *Middle East Journal* 58(3) 345-365.

[日本語文献]

- 小杉泰 2002. 「イジュティハード」(110-111)、「ファトワー」(829)、「法学」(881-883)、大塚和夫ほか編『岩波イスラーム辞典』岩波書店。
- 辻上奈美江 2008. 「サウディ人男女の言説における家父長制と戦略」『日本中東学会年報』24(1) 103-138
- . 2007a. 「揺らぐジハード思想：ワッハーブ主義の行方」『中東協力センターニュース』2007年4/5月号, 47-51.
- . 2007b. 「ジェンダー秩序はいかにして構築されるか—サウジアラビアのウラマーによるファトワーの考察—」『日本中東学会年報』23(1) 111-146.
- 中村覚 2005. 「サウディアラビアの政治思想潮流」『中東協力センターニュース』2005年6/7月号, 31-41.
- 日本ムスリム協会 1996. 『日亜対訳注解聖クルアーン』第5刷, 日本ムスリム協会

ウェブサイト

- アッ=シャルク・アル=アウサト紙 <http://www.asharqalawsat.com/>
- アル=イクティサーディーヤ紙 <http://www.aleqt.com/>
- アル=ワタン紙 <http://www.alwatan.com.sa>
- アラブ・ニュース紙 <http://www.arabnews.com>
- デイリー・スター紙 <http://www.dailystar.com.lb>